

令和8年度 事業概要

高齢者福祉課・介護保険課

高齢者福祉課

生きがい支援班	484-6243
包括支援班	484-6138
包括ケア推進班	484-6343

介護保険課

介護給付班	484-6174
介護資格保険料班	484-6187
介護認定班	484-1771

目次

佐倉市における高齢者の状況	2
高齢者福祉課 事業概要	
生きがい支援班	3
包括支援班	4
包括ケア推進班	7
介護保険課 事業概要	
介護給付班	11
介護資格保険料班	12
介護認定班	12

佐倉市における高齢者の状況

1 高齢者人口と高齢化率の現状

(外国人人口を含む)

区 分	合計	内 訳 (地区ごと)							
		佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	
全人口 人	168,207	27,077	29,235	73,989	24,837	1,514	1,369	10,186	
内 訳	14歳以下 人	16,189	2,214	2,594	7,646	2,494	85	76	1,080
	割合 %	9.6	8.2	8.9	10.3	10.0	5.6	5.6	10.6
	15～64歳 人	94,917	14,684	16,060	42,586	14,589	778	652	5,568
	割合 %	56.4	54.2	54.9	57.6	58.7	51.4	47.6	54.7
	65歳以上 人	57,101	10,179	10,581	23,757	7,754	651	641	3,538
	割合 %	33.9	37.6	36.2	32.1	31.2	43.0	46.8	34.7
高齢化率 %	33.9	37.6	36.2	32.1	31.2	43.0	46.8	34.7	

※令和8年3月末現在 【町丁別若年・生産・高齢人口データ】(市民課)より抜粋

2 市の人口と世帯

区 分	合計	内 訳 (地区ごと)							
		佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	
世帯数 世帯	81,473	13,853	14,407	34,949	12,350	715	712	4,487	
人 口 人	168,207	27,077	29,235	73,989	24,837	1,514	1,369	10,186	
内 訳	男 性 人	82,354	13,232	14,326	35,761	12,535	772	734	4,994
	女 性 人	85,853	13,845	14,909	38,228	12,302	742	635	5,192

※令和8年3月末現在 【町丁別人口統計表】(市民課)より抜粋

高齢者福祉課 事業概要

【生きがい支援班】

1. 高齢者福祉・介護計画推進事業に関すること

- ①佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を開催します。
- ②佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定、進捗管理等を実施します。

2. 敬老祝金贈呈事業に関すること

毎年、当該年度内に満 99 歳及び 100 歳に達するかたに対して敬老祝金を贈呈し、長寿を祝うとともに、敬老思想の高揚を図ります。

3. おじいちゃん・おばあちゃんありがとうの気持ちを伝えたい事業に関すること

若い世代を中心に、世代を超えた様々な人の敬老意識の高揚を図るとともに、高齢者の地域社会への参加の推進や生きがいの充実を図ることを目的とした、地区社会福祉協議会が行う取り組みを支援します。

4. 高齢者クラブ活動支援事業に関すること

高齢者クラブ会員数などに応じて補助金を交付し、スポーツや趣味活動、教養講座を通じ、健康づくりを推進するとともに、地域奉仕活動等を支援します。

5. 老人憩の家管理運営委託事業に関すること

市内 3 箇所にある「老人憩の家」を各指定管理者の管理運営により、高齢者の集会、趣味活動の場として提供します。

6. はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成事業に関すること

市内に居住する 60 歳以上のかた等を対象に、「はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成券」を交付し、施術費用の一部助成を実施します。

7. シルバー人材センター補助事業に関すること

補助金を交付し、働く意欲のある高齢者に対して専門技術を生かした仕事や、管理業務、軽作業などの就業機会の確保を図ります。

8. 高齢者安心キット給付事業に関すること

市内に居住する 75 歳以上のかたを対象に、救急医療情報キットを給付します。

9. 安心カード配布事業に関すること

市内に居住する原則 65 歳以上のかたを対象に、氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけの医療機関などを記載できる安心カードを配布します。

【包括支援班】

I 在宅福祉

1. 在宅福祉サービス事業に関すること

① 緊急通報サービス事業（令和4年度から事業内容を見直して実施）

市内に居住する一人暮らしの高齢者等の自宅に緊急通報装置設置し、疾病や転倒などの緊急時の連絡に活用します。

＜対象者＞●75歳以上の一人暮らしのかた

●65歳から74歳で要介護状態や疾病等により不安のあるひとり暮らしのかた

●同居者が要介護状態等で本人の緊急時対応が困難な高齢者 等

② 生活管理指導短期宿泊事業

日常生活は自立しており、家族による見守りなど生活管理に支援を必要とする高齢者に対し、半年間で7日間を限度として短期宿泊先（四街道老人ホーム）を提供します。

③ 訪問理美容出張費用助成事業

市内に居住する在宅の65歳以上のかたで、要介護4又は5の認定を受けている高齢者のみ世帯を対象に、自宅で理容又は美容のサービスを受ける際の出張費用の一部として1,000円/回（3ヶ月ごと）を助成します。

④ 佐倉市高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、近隣住民による声かけ又は自治会・町内会若しくは民生委員・児童委員による日常的な見守り活動を補完するために、市・地域包括支援センター及び協力事業者（新聞販売店、郵便局、電気・ガス・水道事業者、宅配事業者、薬局等）が連携し、高齢者の見守りを行います。

⑤ 2市1町SOSネットワーク事業

● 捜索情報の提供

2市1町（佐倉市・八街市・酒々井町）エリア内の公共機関や民間団体等、約200箇所に、行方不明者の情報を一斉にファックス提供し、捜査協力を呼びかけます。

＜捜査依頼の種類＞防災行政無線、メール配信、ケーブルテレビデータ放送、登録事業所へのFAX送信

● 2市1町SOS高齢者等事前登録事業（平成28年4月1日施行）

認知症等により行方不明となった高齢者等の早期発見及び安全の確保並びに地域における見守り支援体制の推進を図るため、行方不明となるおそれのある高齢者等の身体的特徴及び家族等の連絡先を登録するとともに、靴のかかと等に貼付する、登録ナンバーが記載されているステッカーを配布します。

2. 老人ホーム入所措置事業に関すること

心身の状況や置かれている環境に問題があり、かつ経済的に困窮し、居宅において生活することが困難な高齢者を、養護老人ホームに入所措置します。

また、生命又は身体に重大な危険がある場合など、やむを得ない事由により、介護保険法による対応が著しく困難と認められる要介護者を、特別養護老人ホームに入所措置します。

II 包括支援等（介護保険事業）

1. 相談支援事業に関すること

介護相談員がサービス事業所や介護保険施設へ定期的に訪問し、サービス利用者やその家族等の話や相談から、ニーズ等を把握し、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ります。

2. その他支援事業に関すること

①高齢者等ふれあい配食サービス

心身の障害や傷病等により食事の支度が困難である 65 歳以上の一人暮らしのかたや高齢者のみの世帯等に対し、安否確認を兼ねて、食事を直接手渡しする配食サービスを行い、福祉の向上を図ります。

（年始を除く月曜日から金曜日までの週 1 回～5 回 自己負担 450 円／食）

配食サービス受託法人	担当地区
社会福祉法人佐倉厚生会	佐倉地区
J&Cグループ株式会社	根郷・和田・弥富・内郷（宮前除）地区
社会福祉法人壮健会	臼井・千代田地区
社会福祉法人自洲会	志津北部・臼井（八幡台）地区
社会福祉法人清明会	志津南部・臼井（王子台5・6）地区

②成年後見制度利用支援事業

精神上の障害等により日常生活を営む上で支障があり、かつ親族等の援助を受けられない高齢者に対し、成年後見等開始審判の請求を行います。

また、成年後見制度利用にあたり、申立費用や後見人等報酬の負担が困難な申立人及び成年被後見人等に対し、申立費用及び後見人等報酬の全部又は一部を助成します。

III その他

1. 成年後見推進事業に関すること

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でないかたが成年後見制度を適切に利用するための支援を行う「成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度の利用促進、広報啓発及び市民後見人の支援等を行います。

令和 6 年 3 月、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「第 2 期 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

令和 2 年 4 月から成年後見支援センターを「中核機関」と位置付け、相談機能の強化や制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

2. 高齢者虐待への対応に関すること

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、地域包括支援センター等の関係機関とも連携しながら、「養護者による虐待」及び「養介護施設従事者等による虐待」の通報に対する事実確認調査、必要な支援の提供、助言・指導等を行い、高齢者の安全の確保や権利擁護を図ります。

【包括ケア推進班】

1. 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業その他地域支援事業に関すること。
2. 地域包括支援センターの運営に関すること
3. 地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関すること。
4. 介護人材資格取得者等支援事業補助金に関すること。
5. その他高齢者福祉及び介護保険制度に関すること。

地域包括ケアシステムの構成要素である「介護予防」、「生活支援」の充実、「医療」と「介護」の連携を、地域包括支援センターや医療・介護・地域団体等とともに推進します。

○事業実施体系

制度体系		事業名称	事業の内容	
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	生活支援サービス 要支援1・2、基本チェックリストで生活機能の低下がみられたかたへの効率的な支援と地域の支え合い体制づくりを推進する	訪問型サービス	《直営》 訪問型短期集中予防サービス（直営）
				《委託等》 ①現行の訪問介護相当サービス（事業者指定） ②訪問型生活援助サービス（事業者指定） ③住民主体による支援（補助金） ④移動支援サービス（補助金）
		通所型サービス	《直営》 通所型短期集中予防サービス（直営）	
《委託等》 ①現行の通所介護相当サービス（事業者指定） ②通所型サービス（補助金）				
		一般介護予防事業 65歳以上のかた（その支援のための活動に関わるかた）の自立支援と介護予防を推進する また介護・医療・健診情報を活用した介護予防と保健事業の一体的実施に向けた取組を推進する	①介護予防把握事業 地域の関係機関と連携し、支援を要する高齢者を介護予防活動につなぐ ②介護予防普及啓発事業 介護予防講演会や各種教室、出前講座、脳と体の元気力測定会、物忘れ相談などの実施 ③地域介護予防活動支援事業 高齢者の「通いの場」をつくる地域の住民活動や介護予防ボランティア活動の支援 ⇒地域介護予防活動支援事業補助金 ④地域リハビリテーション活動支援事業 地域の介護予防活動団体や介護事業者に対する保健・医療の専門職による支援の促進	

制度体系		事業名称	事業の内容
地域支援事業	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営 日常生活圏域（5か所）ごとに地域包括支援センターを設置し、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師（看護師）の3職種を配置する	平成21年度から社会福祉法人に業務委託 志津北部地域包括支援センター：（福）自洲会 志津南部地域包括支援センター：（福）富裕会 臼井・千代田地域包括支援センター：（福）ひまわりの里 佐倉地域包括支援センター：（福）誠友会 南部地域包括支援センター：（福）愛光 ≪業務内容≫ ①高齢者や家族に対する総合的な相談・支援 ②成年後見制度の活用、高齢者虐待の対応等の権利擁護事業 ③包括的・継続的なケア提供のためのマネジメント業務 ④生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置 ⑤認知症地域支援推進員（認知症カフェの運営）及び認知症初期集中支援チームの配置 ⑥在宅医療・介護連携推進事業 ⑥地域ケア会議の推進 ⑦一般介護予防事業 ⑧家族介護支援事業 等
		在宅医療・介護連携推進事業 医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域での暮らしを人生の最期まで続けることができるよう関係者間の連携を推進する	①在宅医療・介護連絡会議、担当者会議等による課題の抽出と検討 ②関係者向け研修会、情報交換会の開催 ③関係機関・関係団体との連携・調整・相談等
		地域ケア会議推進事業 専門職や地域の多様な関係者が協働し、地域の高齢者に係る課題解決に向けた検討を行うとともに、地域全体の課題を把握する	①地域ケア個別会議の実施 虐待、経済的困窮等、複合的な課題を抱える支援困難なケースの個別支援に関する検討 ②介護予防のための地域ケア個別会議 多職種連携による、自立支援に資するケアマネジメント、ケアの提供に関する検討 ③地域ケア圏域推進会議 個別会議で抽出された地域課題について、地域の多様な関係者による共有と解決に向けた検討 ④地域ケア推進会議 市内で把握された地域課題について、地域づくりや地域資源開発の検討、社会基盤整備 ①②③の実施主体は地域包括支援センター ④の実施主体は佐倉市

制度体系		事業名称	事業の内容
地域支援事業	包括的支援事業	認知症施策推進事業 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で希望を持って暮らし続けることができるよう早期診断・早期対応に向けた支援や予防と認知症にやさしい地域づくりを推進する	①認知症に対する理解を深めるための普及啓発と本人発信支援 ②予防（脳とからだの元気力測定会の実施等） ③医療・ケア・介護サービス担当者・介護者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対策検討会の開催 ・認知症連携シート「さくらパス」の活用による医療と介護連携の推進 ・多職種連携及びケア対応力向上のための研修会の開催 ・認知症地域支援推進員を中心に認知症の人と家族を支援するための地域づくりを推進 ・認知症カフェ等の開設、運営支援（開設場所：9か所） ・認知症サポーターを中心に、認知症の人と家族、支援者をつなぐ仕組み「チームオレンジ」の活動支援 ・認知症初期集中支援チームによる、認知症の人の早期発見・早期対応への支援を推進する （各圏域に1チーム、包括職員とサポート医1名で構成＋基幹型チーム（東邦大学医療センター佐倉病院。医療専門職とサポート医で構成）が1チーム） 志津北部：さくらホームクリニック（近藤靖子先生） 志津南部：西志津おおば内科（大場崇芳先生） 臼井・千代田：宍戸内科医院（宍戸英樹先生） 佐倉：さくら春色クリニック（三嶋泰之先生） 根郷・和田・弥富：いとうクリニック（伊藤加寿子先生）
		生活支援サービスの体制整備 高齢者の生活支援ニーズ把握、民間・住民主体の生活支援サービス等と連携しながら多様なサービスのコーディネーターと支援体制の整備を推進	①生活支援コーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活支援・介護予防等に関する地域資源の把握 ・「地域の支え合い助け合いリスト」の作成・情報リストの提供 ②協議体の設置 生活支援等サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターと多様なサービス提供者等が情報共有と連携強化を行う。
	任意事業	家族介護支援事業 高齢者を介護している家族の支援により、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ります。	「介護の学び・つどいの場」を各地域包括支援センターにて開催 <ul style="list-style-type: none"> ・介護者同士の意見交換又は介護者の気分転換を図ると共に、介護相談に応じ、介護者の負担軽減を図る。 ・要介護被保険者の状態の維持・改善を目的として、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。

制度体系	事業名称	事業の内容
任意事業	認知症サポーター養成講座	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族に対して温かい目で接し、見守る「認知症サポーター」を養成するための講座を開催 ・ 対象は、佐倉市民及び在学・在勤の方 ・ 前年度未開催の小、中学校での開催、高校生への実施、小売業・金融機関・公共交通機関の従業員などへの開催を目指す ・ 認知症サポーターを中心に、認知症の人と家族、支援者をつなぐ仕組み「チームオレンジ」を養成するための講座を開催

●紙おむつ等購入助成事業に関すること

市内に居住し、佐倉市の住民基本台帳に記録されている、65歳以上の要介護3～5の認定を受けているかた、6歳以上で身体障害者手帳[1級・2級]、又は療育手帳[最重度・重度]の交付を受けているかたで、かつ自宅において紙おむつ等を使用している方を対象に、購入助成券1,500円/枚を1月あたり2枚交付し、本人と介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。

●介護人材確保対策事業に関すること

(1) 介護職員初任者研修等受講費用助成金について（令和8年度から開始）

市内介護サービス事業所等に従事する介護人材を確保し安定した介護保険サービスの提供を目的として、市内介護サービス事業所等に就労する介護職員を対象に、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修に係る費用の2分の1を助成します。

(2) 介護人材資格取得等支援事業補助金について（継続）

市内介護サービス事業所等に従事する介護人材の確保、職場への定着を推進し、介護保険制度の安定的な運営を目的として、市内介護サービス事業所等で就労する職員の介護支援専門員・主任介護支援専門員の新規資格取得及び資格更新に係る費用の2分の1を補助します。

介護保険課 事業概要

【介護給付班】

1. 介護給付

① 保険給付に関すること

- ・居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの利用にかかる保険給付を行います。
- ・居宅介護支援事業所等に対し、居宅介護（予防）計画策定にかかる保険給付を行います。
- ・その他、負担限度額及び高額介護サービス費等の補足給付を行います。

② サービス事業者に関すること

- ・給付適正化事業の実施により、適正な給付を推進します。
介護給付の適正化を進めることにより、不適切な給付を削減します。併せて、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度への信頼性を高めるとともに、給付費や保険料の増大を抑制することを通じて持続可能な介護保険制度の構築を図ります。
- ・サービス提供事業者との連絡や調整を行います。
- ・サービス及び事業者等に関する周知・広報活動を行います。

2. 事業者の指定及び指導

① 地域密着型サービス事業者の指定及び指導監査等に関すること

- ・現在指定を行っている市内の地域密着型サービス事業者（56事業所※うち1事業所休止中）に対し、指定期間の6年間のうちに1回以上指導を行えるよう、指導計画を策定し、基準に沿った運営がなされていることを確認します。
- ・新規指定にかかる事前相談等により、円滑な指定を行っていきます。

② 居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定・指導監査等に関すること

- ・現在指定を行っている居宅介護支援事業者（54事業所※うち8事業所休止中）に対し、指定期間の6年間のうちに1回以上指導を行えるよう、指導計画を策定し、基準に沿った運営がなされていることを確認します。
- ・新規指定にかかる事前相談等により、円滑な指定を行っていきます。

③ サービス計画・相談に関すること

- ・介護支援専門員及び同協議会との連携及び情報共有を図り、要介護（支援）者の生活の質の向上に努めます。

3. 介護保険施設整備

① 民間高齢者福祉施設の指導及び助成に関すること

地域密着型サービス事業所を計画的に整備していくために、第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づく施設公募を行います。

4. その他介護保険制度に係る事務

介護保険事業の調査研究、企画及び調整等に関すること。

【介護資格保険料班】

1. 被保険者の資格管理及び被保険者証発行事務

2. 介護保険料賦課・徴収業務

- ・介護保険料は、前年の合計所得や世帯状況により、13段階で賦課します。
- ・徴収方法は、特別徴収（年金天引き）と普通徴収です。

【介護認定班】

1. 介護認定審査会事業に関すること

①介護認定審査会の開催

要介護・要支援申請のあった被保険者の介護認定の判定を行う為、介護認定審査会を開催します（令和8年度は244回開催予定）。

令和8年度は、第14期（任期：R7.4.1～R9.3.31）の委員となります。

＜介護認定審査会の構成＞

委員は70名。 医師（20名）・歯科医師（20名）・薬剤師（10名）・福祉分野（10名）・保健分野（10名）で構成。

70名の委員が10部会（1部会7名で構成）に分かれ、火～金曜日に、審査会を開催。

※委員の移動等による負担軽減や、介護認定審査会の業務効率化の観点から、Web会議システム等を活用した審査会を実施しています。

②平準化委員会の開催

審査の平準化を図る目的から、各部会の部会長と各分野の5名の委員からなる平準化委員会（計15名）を開催します（1回/年）。

審査判定の視点の確認、制度改正を始め、審査会の運営に関わる検討事項などを平準化委員会で、検討します。

③その他

審査の資質向上に向け、千葉県主催の審査会委員の新規委員研修や現任研修等を受講していただきます。

2. 認定調査事業に関すること

①要介護・要支援申請のあった被保険者に対して、認定調査員による認定調査を実施します。

令和7年度においては、申請件数は7,415件、調査件数は6,973件でした。

今年度は、職員7名、会計年度任用職員（介護認定調査員）16名、居宅介護支援事業所及び個人委託調査員への業務委託により、対応します。

②要介護・要支援申請受付業務及び主治医（指定医）意見書の入手事務、要介護・要支援申請者及び認定者に対する各種案内（更新勧奨、認定結果通知、遅延通知、障害者控除認定書等）を行います。